

令和 6 年

宝達志水町議会会議録

第 1 回定例会

令和 6 年 3 月 7 日 開会

令和 6 年 3 月 15 日 閉会

宝達志水町議会

本定例会に付議された議案件名

- 議案第1号 令和6年度宝達志水町一般会計予算
- 議案第2号 令和6年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算
- 議案第3号 令和6年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第4号 令和6年度宝達志水町介護保険特別会計予算
- 議案第5号 令和6年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 議案第6号 令和6年度宝達志水町水道事業会計予算
- 議案第7号 令和6年度宝達志水町下水道事業会計予算
- 議案第8号 令和6年度宝達志水町病院事業会計予算
- 議案第9号 令和5年度宝達志水町一般会計補正予算（第9号）
- 議案第10号 令和5年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第11号 令和5年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第12号 令和5年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第13号 令和5年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第14号 令和5年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第15号 令和5年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第5号）
- 議案第16号 令和5年度宝達志水町病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第17号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
について
- 議案第18号 宝達志水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 宝達志水町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び宝達志水町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 宝達志水町令和6年度能登半島地震復興基金条例について
- 議案第21号 宝達志水町下水道等事業推進基金条例について
- 議案第22号 宝達志水町介護保険条例の一部を改正する条例について

- 議案第23号 宝達志水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 宝達志水町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 議案第25号 宝達志水町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第26号 宝達志水町水道事業給水条例及び宝達志水町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第27号 宝達志水町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例について
- 議案第28号 宝達志水町協業センター条例を廃止する条例について
- 議案第29号 宝達志水町文化財施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第30号 宝達志水町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第31号 財産の無償譲渡について
- 議案第32号 宝達志水町山の龍宮城建設工事請負変更契約の締結について
- 議案第33号 町道路線の廃止について
- 議案第34号 町道路線の認定について
- 報告第1号 専決処分の報告について
専決第2号 令和5年度宝達志水町一般会計補正予算（第7号）
- 報告第2号 専決処分の報告について
専決第3号 令和5年度宝達志水町一般会計補正予算（第8号）
- 報告第3号 専決処分の報告について
専決第4号 宝達志水町若者等定住バックアップ条例の一部を改正する条例について
- 報告第4号 専決処分の報告について
専決第1号 令和6年度能登半島地震に係る災害被害者に対する宝達志水町税の減免の特例に関する条例について
- 報告第5号 専決処分の報告について
専決第5号 宝達志水町手数料条例の一部を改正する条例について
- 報告第6号 専決処分の報告について
専決第6号 町民センターアステラス改修工事（建築）請負契約の締結について

報告第7号 専決処分の報告について

専決第7号 町民センターアステラス改修工事（機械設備）請負契約の締結
について

報告第8号 専決処分の報告について

専決第13号 児童扶養手当の賠償金について

令和6年3月7日（木曜日）

◎出席議員

1 番	松 本 由理子	7 番	林 稔
2 番	西 塔 正 樹	8 番	塚 本 勇 仁
3 番	松 井 世己子	9 番	久 保 喜 六
4 番	岩 根 信 水	10 番	守 田 幸 則
5 番	勝 二 正 人	11 番	北 本 俊 一
6 番	松 浦 文 治	12 番	北 信 幸

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 浜 坂 浩 幸
次 長 十 丸 幸 代

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 寶 達 典 久
副 町 長 松 榮 忍
総 務 課 長 岡 田 正 人
危機管理監兼
環境安全課長 藤 井 博 樹
企画情報課長 坂 井 賢
財 政 課 長 金 田 成 人
商工観光課長 守 田 幸 浩
税務住民課長 松 浦 賢 也
健康福祉課長 山 本 重 之

健康づくり推進室長	松坂久代
子育て応援室長	中川郷子
農林水産課長	秋田正之
地域整備課長	杉谷克久
会計課長	山本昭弘
宝達志水病院事務局長	森田哲也
教育長	細江孝
学校教育課長兼 小学校統合準備室長	安達大治
学校教育課 担当課長	岡本泰
生涯学習課長	宮本孝則

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 令和6年度宝達志水町一般会計予算
- 日程第5 議案第2号 令和6年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算
- 日程第6 議案第3号 令和6年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第7 議案第4号 令和6年度宝達志水町介護保険特別会計予算
- 日程第8 議案第5号 令和6年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 日程第9 議案第6号 令和6年度宝達志水町水道事業会計予算
- 日程第10 議案第7号 令和6年度宝達志水町下水道事業会計予算
- 日程第11 議案第8号 令和6年度宝達志水町病院事業会計予算
- 日程第12 議案第9号 令和5年度宝達志水町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第13 議案第10号 令和5年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第11号 令和5年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予

算（第2号）

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第15 | 議案第12号 | 令和5年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第16 | 議案第13号 | 令和5年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第17 | 議案第14号 | 令和5年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第4号） |
| 日程第18 | 議案第15号 | 令和5年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第5号） |
| 日程第19 | 議案第16号 | 令和5年度宝達志水町病院事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第20 | 議案第17号 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 日程第21 | 議案第18号 | 宝達志水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第22 | 議案第19号 | 宝達志水町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び宝達志水町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第23 | 議案第20号 | 宝達志水町令和6年度能登半島地震復興基金条例について |
| 日程第24 | 議案第21号 | 宝達志水町下水道等事業推進基金条例について |
| 日程第25 | 議案第22号 | 宝達志水町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第26 | 議案第23号 | 宝達志水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第27 | 議案第24号 | 宝達志水町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について |

- 日程第28 議案第25号 宝達志水町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第26号 宝達志水町水道事業給水条例及び宝達志水町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第27号 宝達志水町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第28号 宝達志水町協業センター条例を廃止する条例について
- 日程第32 議案第29号 宝達志水町文化財施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第30号 宝達志水町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第31号 財産の無償譲渡について
- 日程第35 議案第32号 宝達志水町山の竜宮城建設工業請負変更契約の締結について
- 日程第36 議案第33号 町道路線の廃止について
- 日程第37 議案第34号 町道路線の認定について
- 日程第38 報告第1号 専決処分の報告について
専決第2号 令和5年度宝達志水町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第39 報告第2号 専決処分の報告について
専決第3号 令和5年度宝達志水町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第40 報告第3号 専決処分の報告について
専決第4号 宝達志水町若者等定住バックアップ条例の一部を改正する条例について
- 日程第41 報告第4号 専決処分の報告について
専決第1号 令和6年度能登半島地震に係る災害被害者に対する宝達志水町税の減免の特例に関する条例について
- 日程第42 報告第5号 専決処分の報告について
専決第5号 宝達志水町手数料条例の一部を改正する条例について

- 日程第43 報告第6号 専決処分の報告について
専決第6号 町民センターアステラス改修工事（建築）請負契約の
締結について
- 日程第44 報告第7号 専決処分の報告について
専決第7号 町民センターアステラス改修工事（機械設備）請負契
約の締結について
- 日程第45 報告第8号 専決処分の報告について
専決第13号 児童扶養手当の賠償金について
- 日程第46 議案に対する質疑
- 日程第47 町政一般についての質問
- 日程第48 議案の委員会付託

◎開会・開議

○議長（林 稔君） あらかじめ申し上げます。

町広報担当課及び報道機関からビデオ、写真撮影の申出がありましたので、これを許可します。

また、議会の生中継をインターネットで配信しております。

開会に先立ち、1月1日に発生しました能登半島地震でお亡くなりになりました方々の御冥福をお祈りし、謹んで黙禱をささげたいと思います。

皆さん、御起立を願います。

黙禱。

〔黙禱〕

○議長（林 稔君） お直りください。

御着席お願いいたします。

ただいまから、令和6年第1回宝達志水町議会定例会を開催いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してのとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（林 稔君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第127条の規定により、10番、守田幸則君、11番、北本俊一君を指名します。

◎会期の決定

○議長（林 稔君） 次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月15日までの9日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月15日まで

の9日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（林 稔君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、1月1日に発生した能登半島地震に伴う義援金として、昨日3月6日までに、県外からは姉妹都市である岐阜県下呂市議会と愛知県美浜町議会、県内からは金沢市議会、白山市議会、能美市議会、川北町議会、野々市市議会、小松市議会、加賀市議会から頂きましたことを御報告いたします。

次に、商工会に対する令和6年度補助金要望額の完全予算化について外2件の要望書及び年金制度における外国人の一時脱退金の是正を求める意見書の採択を求める陳情についてを配付しておきますから、御了承願います。

次に、監査委員より、令和5年12月分及び令和6年1月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきますから、御了承願います。

次に、今定例会の説明員職・氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎提出議案の上程・説明

○議長（林 稔君） これより本日提出のありました議案第1号 令和6年度宝達志水町一般会計予算から報告第8号 専決処分の報告について、専決第13号 児童扶養手当の賠償金までの議案34件、報告8件を一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長、寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 本日ここに令和6年第1回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては公私ともに御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、町政を取り巻く諸情勢と本定例会に提案いたしました諸議案の概要について順次御説明申し上げます。

まず初めに、令和6年能登半島地震において犠牲になられた方に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様にお見舞い申し上げます。

1月1日16時10分に発生した地震は、マグニチュード7.6、最大震度7を観測し、本町では震度5強を観測しました。地震発生直後、大津波警報が発令され余震が頻発したため、町民の安全確保のため高台や避難所への避難を呼びかけました。

発災直後には、指定避難所と自主避難所合わせて24か所が開設され、4,000名を超える方が避難されました。避難所は2月6日まで開設されましたが、寒さや不安の中、避難生活を送られた皆様には心よりお見舞い申し上げます。

避難所運営や給水等各種活動には多くの方に御協力いただいております、この場をお借りして深く感謝申し上げます。

地震により多くの建物が被災しており、住宅等についてはブルーシートの提供、緊急・応急修理制度、みなし仮設住宅の供与等を行いました。また、宅地復旧のための地盤改良費用として最大250万円を支給する制度の創設を検討しております。

また、災害廃棄物仮置場を3月末まで開設し、4月から公費解体の受付を行います。

住居関係のほか、各種支援に必要となる罹災証明書等の受付は1月3日から開始しています。2月末時点で1,174件と多くの申請があり、被害認定調査等の関連業務を速やかに進めてまいります。罹災証明書等や各種生活再建支援については、内容をよく御理解の上、確実に御活用いただけるよう、役場1階に被災者支援総合窓口を開設したほか、ガイドブックを作成しております。多くの方が被害を受け、不安を抱えておられることを認識し、少しずつでも前を向いて進んでいけるよう、丁寧かつ誠実な対応に努めてまいります。

上下水道や道路についても大きな被害がありました。上水道については、地震直後、町内のほぼ全域で約4,200世帯が断水しました。復旧作業を進め、1月8日には町内全域で断水が解消しました。利用者の皆様には大きな御不便をおかけいたしました。この間、町で備蓄のペットボトルを配布したほか、姉妹都市である下呂市をはじめ多くの自治体から給水支援をいただきました。断水と他の自治体からの給水支援は、昨年のもとの断水と2年連続であり、本町における非常時の給水体制強化を検討してまいります。

また、下水道については延長約12キロにわたり被害が生じております。汚水滞留箇所ではくみ上げを行い、利用に支障がないよう管理を行っております。

道路についても多く被害が発生しており、復旧に努めております。町民各位には、安全な交通確保への御協力をお願い申し上げます。

農地や農業施設の被害も甚大であり、特に河原区の中谷内池は堤体が大きく損傷し、被害拡大を防ぐために緊急排水を行いました。その間、被害が想定される地域の住民に対し、

避難勧告を発令しました。これらの施設についても、安全確保とともに営農への支障を抑えるべく復旧に取り組んでまいります。

また、町立学校においては樋川小学校で地盤沈下が発生し、土のう設置により応急対策を行いました。ほかにも被害がありましたが軽微であったため、3学期は予定どおり1月9日から開始しております。

保育所においても被害があり、南部保育所においては多数の被害が発生したことで地盤が悪いことを考慮し、安全確保のために中央保育所において合同保育を行っております。修了式については保護者の意見を尊重し、安全を確保しつつ南部保育所で行いますが、4月以降も合同保育を継続することとしております。合同保育開始以降、多くの児童が不安を訴えていたことから、中央保育所において保育スペースや設備を拡充し、安心して保育を受けられる環境づくりに配慮しております。今後の運営については、安全確保を第一に検討を行ってまいります。

地震被害に対する生活再建支援やインフラ、行政サービスの復旧には長期間を要するものと見込んでおり、町民各位には大変な御不安の中、御不便をおかけいたしますが、安全確保とともに生活や産業への影響抑制に留意しつつ、新たに設置した復興推進室をはじめ組織が一丸となり全力を挙げて取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

なお、発生直後から全国の多くの個人や企業、団体の方から物資や支援金等温かい御支援をいただいております、この場をお借りし、心から御礼申し上げます。

また、国、県のほか、多くの自治体から応援をいただいております。姉妹都市である下呂市からは、いち早く給水と被害認定調査業務の支援、そして、札幌市からは、災害対応や復旧全般にわたる対口支援等を継続していただいております。これに加え、物資の支援を三重県と徳島県、神戸市、堺市から、給水支援を長野県の岡谷市と上田市、三重県の鈴鹿市、いなべ市、多気町、伊勢市から、下水道の被害調査等の支援を愛知県の名古屋市、犬山市、半田市、津島市、瀬戸市、豊川市、西尾市、清須市から、災害廃棄物仮置場の運営支援を加賀市と鹿児島県から、ふるさと納税の代理寄附を気仙沼市、下呂市、坂出市、須崎市からいただいております、御報告申し上げますとともに、この場をお借りして御礼申し上げます。

さらに、復旧・復興を推進するため、来年度以降の中長期応援職員の派遣を要請しており、関係機関の協力を得て体制確保を図ってまいります。

それでは、令和6年度当初予算について申し上げます。

政府は、四半世紀にわたるデフレ経済からの脱却、急速な少子化と若年層の将来不安への対応など、時代の転換点における構造的な課題克服を目指し、持続的な成長を実現するための経済構造強化に取り組んでいます。

また、令和6年能登半島地震による被害に対しては、被災者支援と被災地の復旧・復興を切れ目なく支援するため、万全の財政措置を講じ、一日も早い復旧・復興を目指すとしています。

地方財政対策においては、子ども子育て政策の強化と、光熱費をはじめとした物価高への対応に重点を置いています。

本町においては地震被害からの復旧・復興が最優先であり、今年度から補正予算により切れ目なく推進してまいります。

新年度の予算編成は、国の動向に呼応しつつ各種施策の推進に必要な予算を計上し、一般会計予算額は93億9,200万円で、対前年度比3.1%増で過去最大規模となりました。これに4特別会計及び3公営企業会計を合わせた総額は、168億5,044万5,000円で、対前年度比3.0%増となっております。

それでは、今定例会に提出いたします議案第1号から第8号までの令和6年度当初予算に関する議案8件の概要と主な事業について順次御説明いたします。

まず、一般会計について目的別に御説明申し上げます。

総務費では、令和7年3月1日に合併20周年を迎えることから、町のさらなる発展を期して記念行事を開催するほか、下水道事業の持続的経営のために下水道等事業推進基金を新設するものであります。

ふるさと納税推進事業では、寄附額を10億円と見込むほか、定住促進と地震被害からの生活再建支援のためにマイホーム取得奨励金の基本上限額を150万円に増額するものであります。また、ケーブルテレビにおいて超高速通信と高画質放送への対応を可能とし、耐災害性を強化するため、金沢ケーブル株式会社が事業主体となって実施する光化事業に要する経費を計上するものであります。このほか、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略に基づき、第3期の総合戦略策定を行います。

民生費では、子浦児童クラブを11月から子浦小学校内に開設するための経費をはじめ、各種福祉関係事業を計上し、安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

衛生費では、町民センター「アステラス」の外壁及び空調機器改修経費のほか、子育て

支援として、新たに高校生のインフルエンザ予防接種の助成、こども家庭センター設置等に要する経費を計上しております。また、各種がん検診、高齢者のインフルエンザ、新型コロナウイルスワクチン接種を引き続き実施する経費のほか、温室効果ガス排出量の削減及び災害時の非常用電源の確保に資する住宅用太陽光発電蓄電池の設置に対する補助経費を計上しております。

農林水産業費では、担い手確保のための新規就農者支援及び後継者育成事業、生産者の意欲向上のための生産施設整備及び農業機械導入を支援する産地づくり事業を引き続き実施します。

商工費では、起業・創業支援事業の対象者に第2創業者・事業承継者を新たに加え、支援の拡大を進めます。また、ふるさと振興事業費において、新たに地域資源の高付加価値化に取り組む町内事業者に支援を行い、地場産品を活用した商品開発の促進を図ります。

土木費では、能登半島地震により多くの町道が被災したことから、これらの復旧を優先し、緊急性や安全確保のために必要性の高い路線の整備を行います。このほか、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、道路台帳システムの導入を行います。

消防費では、災害備蓄品や防災資機材の整備のほか、災害対策本部機能の強化を進めます。

教育費では、令和7年4月の統合小学校2校の開校に向けた改修工事やスクールバスの導入経費等のほか、近年、夏の猛暑が続いていることから、児童を熱中症から守るために統合小学校体育館に空調整備を行うための設計業務を行います。

また、国際化の進展する時代にふさわしい青少年の育成のために、昨年度再開したオーストラリアのヌーサ市への青少年派遣事業を実施いたします。

次に、歳入について御説明申し上げます。

町税では、町民税法人割やたばこ税などの増加を見込み、0.4%増の約16億6,600万円を計上したところであります。

地方交付税では、地方財政計画及び本庁の特殊事情等を勘案し、1.2%増の33億2,000万円、臨時財政対策債は64.9%減となる1,300万円と見込み、実質的な地方交付税総額は前年度比0.5%増の33億3,300万円としております。

また、町債は統合小学校の整備に加え、ケーブルテレビの光化等の大型事業を実施することから46%増の15億7,500万円余りとなり、償還額を超える借入れとなるため、地方債残高は増加する見込みであります。

最後に、基金についてですが、先ほど申しました大型の投資事業の財源には地方債を充当する方針であり、町有施設整備基金や合併振興基金は取り崩しておりませんが、収支調整の財源として、財政調整基金から2,100万円余りを取り崩すこととしております。

次に、特別会計及び公営企業会計の予算について申し上げます。

国民健康保険特別会計予算では、被保険者数を2,300人、世帯数を1,650世帯と見込み、被保険者の診療に対する保険給付のほか、健康づくりや疾病の重症化を防ぐ予防活動の推進に必要な経費等を計上し、総額を14億5,618万4,000円とするものであります。

後期高齢者医療特別会計予算では、対象者数を2,990人と見込み、総額を2億6,947万8,000円とするものであります。

介護保険特別会計予算では、第1号被保険者を4,811人と見込み、第9期介護保険事業計画の1年目として介護サービスの充実に努め、介護予防・地域づくりを推進するための経費等を計上し、総額を18億7,719万円とするものであります。

ケーブルテレビ事業特別会計予算では、加入世帯を2,020世帯と見込み、さくらチャンネルの番組制作経費のほか、良好で安定的なサービスを提供するために必要な経費を計上し、総額を7,618万1,000円とするものであります。

次に、公営企業会計の予算について御説明申し上げます。

水道事業会計予算では、給水個数を4,600戸、年間総給水量を111万2,000立方メートルと見込み、配水管布設替えや浄水場の設備更新等に要する経費等を計上し、支出予算額を5億7,656万2,000円とするものであります。

下水道事業会計予算では、農業集落排水事業において施設の長寿命化対策経費を、公共下水道事業においてストックマネジメント計画に基づく改築更新経費を計上し、支出予算額を15億7,770万8,000円とするものであります。

病院事業会計予算では、年間入院患者数を2万2,598人、年間外来患者数を4万8,151人と見込み、支出予算額を16億2,514万2,000円とするものであります。

以上が、議案第1号から議案第8号までの令和6年度当初予算関係の説明であります。

次に、補正予算関係について御説明いたします。

議案第9号 令和5年度宝達志水町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

今回の補正は、7,822万1,000円を追加し、総額を108億2,352万4,000円とするものであります。

歳出においては、各款の事務事業における決算見込みに伴う減額補正のほか、主なもの

として、総務費では、一般会計において決算見込みにより歳出の減額が大きくなるため、財政調整基金の取崩しを行わず、積立てを行うほか、能登半島地震に際していただいた寄附金、支援金を新たに設置する令和6年能登半島地震復興基金へ積み立てます。

また、ふるさと納税寄附額の増加に伴う返礼品の経費、マイホーム取得奨励金の申請件数増加に伴う経費、羽咋郡市広域圏事務組合の議会費分担金及び人事異動による職員人件費、戸籍附票システム改修経費を追加しております。

民生費では、ケアプラン作成委託料、障害者自立支援給付費、放課後児童クラブ利用に対する助成金及び医療給付費を増額するほか、人事院勧告による公定価格の増額及び入所児童数の増加に伴い、管外保育所運営費負担金を増額するものであります。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の精算に係る返還金のほか、リサイクルセンター資源化施設の空調設備工事に伴う羽咋郡市広域圏事務組合衛生費分担金、太陽光発電等システム設置に係る補助金及び健診事業費補助金を増額するものであります。

商工費では、海岸清掃用トラクター修繕のため、羽咋郡市広域圏事務組合商工費分担金を増額するものであります。

土木費では、山の龍宮城建設に併せて県が実施する寄り道パーキングの看板更新に係る町の負担金を追加するものであります。

財源となります歳入予算については、町税、環境性能割交付金、地方特例交付金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入、町債で所要の調整を行うものであります。

繰越明許費では、国の補正予算により追加措置された事業や諸般の事情により年度内の完了が見込めない事業について、適切なる予算執行を図るため次年度へ繰り越すものであります。

次に、議案第10号 令和5年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

今回の補正は、337万1,000円を追加し、総額を14億8,306万7,000円とするものであります。

歳出では、主なものとして保険給付費等交付金での過年度の返還金を追加するものであり、歳入については、国民健康保険税、繰入金、繰越金、諸収入で所要の調整をするものであります。

次に、議案第11号 令和5年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

についてであります。

今回の補正は、1,028万8,000円を追加し、総額を2億4,942万8,000円とするものであります。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を追加し、歳入は、後期高齢者医療保険料、諸収入、繰越金で所要の調整をするものであります。

次に、議案第12号 令和5年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

今回の補正は、1億2,858万9,000円を減額し、総額を17億8,054万5,000円とするものであります。

歳出では、決算見込みに伴い保険給付費の減額を行い、歳入は、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金で所要の調整をするものであります。

次に、議案第13号 令和5年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、416万円を減額し、総額を8,851万9,000円とするものであります。

歳出では、決算見込みに伴い施設管理に係る光熱水費を減額するものであり、歳入は、繰入金で所要の調整をするものであります。

次に、議案第14号 宝達志水町水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

今回の補正は、地震被害の対応経費として、収益的支出に943万8,000円を追加するものであります。

次に、議案第15号 令和5年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第5号）についてであります。

今回の補正は、地震被害の対応経費として、収益的支出において農業集落排水事業に3,758万8,000円、公共下水道事業に5,239万1,000円、浄化槽事業に600万円を追加し、資本的支出において公共下水道事業に49万6,000円を追加するものであります。

次に、議案第16号 令和5年度宝達志水町病院事業会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、収益的支出において減価償却費、資産減耗費、支払利息として130万9,000円を追加し、収益的収入において、公立病院経営強化プラン策定経費の一般会計から繰入れを、他会計補助金として237万7,000円を追加するものであります。

資本的支出では、決算見込みによる精算として、企業債償還金、基金積立金を増額し、

資本的収入では、決算見込みによる精算として企業債、国保会計繰入金、他会計負担金を減額し、寄附金を増額するものであります。

続きまして、条例関係について御説明いたします。

まず、議案第17号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行による指定公金事務取扱者制度に係る規定の新設に伴い、関係条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第18号 宝達志水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第19号 宝達志水町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び宝達志水町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律による会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する対応のために所要の改正を行うものであります。

次に、議案第20号 宝達志水町令和6年能登半島地震復興基金条例についてであります。

本案は、令和6年能登半島地震に際していただいた寄附金等を確実かつ適切に管理するとともに、早期の復興に向けて実施する事業の経費に充てるための基金を設置するものであります。

次に、議案第21号 宝達志水町下水道事業推進基金条例についてであります。

本案は、下水道等事業の持続可能な経営及び施設・設備の適切な維持管理を推進するために、下水道事業会計に対して、一般会計が負担する資金を積み立てるための基金を設置するものであります。

次に、議案第22号 宝達志水町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、第9期介護保険事業計画の実施に伴い、保険料の適用期間段階及び乗率を改正するものであります。

次に、議案第23号 宝達志水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例についてであります。

本案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令により、引用箇所等所要の改正を行うものであります。

次に、議案第24号 宝達志水町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、令和7年4月から子浦小学校に移転する子浦児童クラブを、本年11月から前倒して運用開始するために、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第25号 宝達志水町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、曙団地の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第26号 宝達志水町水道事業給水条例及び宝達志水町施設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第27号 宝達志水町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、令和7年4月からの小学校統合に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第28号 宝達志水町協業センター条例を廃止する条例についてであります。

本案は、施設の老朽化のため、用途を廃止するものであります。

次に、議案第29号 宝達志水町文化財施設条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、石川県指定有形文化財岡部家の効率的な運営や現況建物との整合性を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第30号 宝達志水町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症等の措置について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第31号 財産の無償譲渡についてであります。

本案は、ケーブルテレビ光化事業を民間事業者が実施することに伴い、町保有のケーブルテレビ施設を無償譲渡するものであります。

次に、議案第32号 宝達志水町山の龍宮城建設工事請負変更契約の締結についてであります。

本案は、当該工事費の増額について、予定価格が5,000万円以上であることから、宝達志水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を賜りたいとするものであります。

次に、議案第33号 町道路線の廃止についてであります。

本案は、道路法第10条第3項の規定により、町道小川米出線を廃止するものであります。

次に、議案第34号 町道路線の認定についてであります。

本案は、道路法第8条第2項の規定により、町道相見保育所線ほか3路線を町道に認定するものであります。

次に、報告関係、専決補正予算について御説明いたします。

報告第1号 令和5年度宝達志水町一般会計補正予算（第7号）の専決処分についてであります。

この補正は、物価高騰対策として住民税均等割のみ課税世帯に10万円を、加えて、当該世帯において扶養される児童に1人当たり5万円を給付する経費として、4,661万3,000円を追加し、総額を103億5,469万2,000円としたものであります。歳入については、国庫支出金を当て調整したものであります。

次に、報告第2号 令和5年度 宝達志水町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告についてであります。

この補正は、地震被害の対応経費として3億9,061万1,000円を追加し、総額を107億4,530万3,000円としたものであります。歳入については、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰越金、町債を充て調整したものであります。

次に、報告関係、条例、契約その他について御説明いたします。

報告第3号 令和6年能登半島地震に係る災害被害者に対する宝達志水町税の減免の特例に関する条例についての専決処分についてであります。

これは、令和6年能登半島地震の被災者に対し、令和5年度に課する当該年度分の町税の税額のうち、災害を受けた日以降に納期の末日の到来する町税を減免するもので、1月9日付で専決処分を行ったものであります。

次に報告第4号 宝達志水町若者等定住バックアップ条例の一部を改正する条例についての専決処分についてであります。

これは、被災者支援と定住促進のために、マイホーム取得奨励金の基本額を増額するもので、2月1日付で専決処分を行ったものであります。

報告第5号 宝達志水町手数料条例の一部を改正する条例についての専決処分についてであります。

これは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布され、戸籍等の取得が本籍地以外で可能となったことに伴い所要の改正を行ったもので、2月1日付で専決処分を行ったものであります。

次に、報告第6号 町民センターアステラス改修工事（建築）請負契約の専決処分について及び報告第7号 町民センターアステラス改修工事（機械設備）請負契約の専決処分についてであります。

これは、町民センターアステラスの建築工事について、免田産業株式会社と1億3,134万円で、同じく、空調設備改修工事について、三谷・羽咋設備特定建設工事共同企業体と、2億2,770万円で契約したいとするものであり、ともに来年度冬季からの使用を可能とするために、早期の契約締結が必要であることから、2月9日付で専決処分を行ったものであります。

次に、報告第8号 児童手当の賠償金についての専決処分についてであります。

これは、児童扶養手当の算定に際し、町において、一部税控除を所得から差し引かず手当が過少となった事案に対応するため、2か年分の手当を賠償するものであります。

以上、案件の提案理由を説明させていただきましたが、何とぞ慎重なるご審議の上、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 稔君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

◎議案に対する質疑

○議長（林 稔君） ここで議案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

12番 北 信幸君。

〔12番 北 信幸君 登壇〕

○12番（北 信幸君） 私のほうから2点について質疑をいたしたいと思います。

1点目ですが、ケーブルテレビにおいて超高速通信、高画質放送、金沢ケーブルテレビ

株式会社事業主体、実施する光化工事に要する経費を計上する3億5,000万円の町支出の予算です。

先般、全員協議会の中では、来年度から2人の職員を配置し、この事業に取りかかるといふ説明を聞いたんですけれども、2027年までには、総務省は全国この設備を整えて、被災時のときに一刻も早くという目的でやっているわけでございます。残念なことに、石川県内では我が町だけなんです、まだ。なぜこういったことが最後になる。若者定住、いろんなことをうたっております。こういった観点からしても、ケーブル光も入っていない、そういったところに若者が定住することが喜んでくれるのかくれないとか、誰が考えても分かるでしょう。

昨年7月に、自民党岡田大臣のところへ私たち議会運営委員会が要望に行きました。そのときに、私は町主体になって光ケーブルをやるがために要望に来ますから、またお願いしますとお願いしたときには、熱心に聞いていただいて、たくさんのメモも取っておられました。

議会に対してこと細かくそんな説明もないまま、こういった形に財産も譲渡する。町が実施すれば1億円で済むんです。なぜ3億5,000万円もかけてこういったことになっていくのか、いささか疑問を持っております。いい悪いは別としても、私は言いたいのは、もっとスピード感を持って、行政を行っていただきたいと思っております。

1つ例えると、小学校保育所の予算もたくさん載っております。平成30年、31年、保育所、小学校を計画どおり統合しておけば、5年、6年の間に何億円使いましたか、町税を。空調費、トイレ蛇口、時間がかかってお金を使って、最終的には7年度に元の計画のとおりの仕事でしょう。だから、せなきゃいけないことをもう少し議会とも相談し慎重になって、早くそういった予算執行し、町民のために頑張っていきたいというのが私の本当の言葉です。

もう1点、1月1日夕方から、1月いっぱい職員の間外手当が3,500万円、100時間から200時間まで達するような職員もたくさんおられると思います。それだけ我々の町、地域のために頑張って作業をされていた。1,174件の被災証明が現在出ておると言われておりますけれども、今後ますますこういった被災証明等々相談がますます増えると思っております。ただ本当に大きな爪の痕だけが今日立って、こうした震災申請件数になっていると思っております。

今後、各集落の区長さんのところへ出向いて、町長、副町長、総務課長、危機管理室長、

その方々が1月3日、4日から各集落の区長さんところへ行って被害の状況を確認して、相談してくるのが本当の姿でしょう。現在そういった姿が見受けられません。農業関係、ため池、用排水路、隆起したところ、崩れたところ、道路の損傷、これ、ますますは出てきますよ、大きいところ。

先般、奥能登へ行ってまいりました。従来ならば、通せないほどの危険な箇所を仮設の仮設で、そういう車両を通すために無理して通行させている箇所がほとんどです。そういったことからしても、我が町にもそういった箇所が今後まだまだ林道、農道、出てくると思います。職員だけじゃないんです。さっき言った方々がもう一度集落行って、区長さんと現地を見ながら、ブルーシートがどれだけ張っているのか、集められた件数の資料だけじゃないんですよ。現地確認してください。

そういった思いで2点の質疑をさせていただきました。

○議長（林 稔君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 12番 北議員の質疑にお答えいたします。

まず、ケーブルテレビの光化等については、お話にありましたとおり重要な事業であります。

工事の内容につきまして、また、財源の確保についても十分に検討を進めて取り組んでいこうとするものでありまして、着実に進めていきたいと考えております。

なお、この内容等については、議会においても御報告申し上げながらやってきたところではありますが、そのタイミングや内容、特に重要な事ごとについては、その内容であったり、時期であったり、そういうことも今後ともしっかりと考えてやっていきたいというふうにも思っております。

また、小学校の統合計画についてもお話ございましたけれども、これについても重要な事業ということで、その地域の皆さんともよくお話しした上で、影響や学校運営の在り方、そういったものをよく考えて実施してきたものでございますので、御了承願います。

そして、災害時の確認、こういったものは、状況確認、大切なものでございまして、各区長さんから御報告いただいておりますとともに、私においても見回り等もしてございまして、これからもしっかりと復興を進めていくために、状況確認等、また、御提案いただいたような機会も設けることも大切かと思っております。

そういった形でしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願

いたします。

以上です。

○議長（林 稔君） ほかに質疑はありませんか。

2番 西塔正樹君。

〔2番 西塔正樹君 登壇〕

○2番（西塔正樹君） それでは、先ほどの説明の中でお聞きしたいことが1点あります。

議案第1号の令和6年度宝達志水町一般会計予算の農林水産業費の中で、新年度の補助金について、町執行部にお聞きいたします。

中山間地域等直接支払補助金についてです。

新年度予算計上は4,174万7,000円で、昨年度の金額と同額になっています。町長は、昨年の12月議会で、返還納付を確認次第、補助金交付の手続を行いたいと言われました。町も所司原集落協定に88万8,913円を返還を求めると思います。

そこでお聞きします。

返還はあったのでしょうか。お答えください。

○議長（林 稔君） 農林水産課課長 秋田正之君。

〔農林水産課長 秋田正之君 登壇〕

○農林水産課長（秋田正之君） 2番 西塔議員の御質問にお答えします。

所司原集落協定の返還金につきましては、現在、督促状、催告書、返還金についての説明をしまいましたが、なかなか応じていただけない中、時間だけが過ぎ、国からも執行状況報告期限が迫る中、また、能登半島地震の影響も配慮し、1月19日付で312万6,019円の交付決定通知書並びに返還金88万8,913円の相殺通知書を代表へ手渡しました。

その後、所司原集落協定から2月28日に請求書の提出があり、町の処理といたしましては、相殺後の223万7,106円の金額を3月11日に所司原集落協定の口座へ振り込む予定としております。

以上でございます。

○議長（林 稔君） 2番 西塔正樹君。

〔2番 西塔正樹君 登壇〕

○2番（西塔正樹君） 今ほど、課長は相殺されたというふうに御説明がありました。それで、まず当事者である組合員の方々の了解は得たものなののでしょうか。確認をよろしくお願いします。

○議長（林 稔君） 農林水産課課長 秋田正之君。

〔農林水産課長 秋田正之君 登壇〕

○農林水産課長（秋田正之君） 返還金については、役員並びに組合員の方に丁寧な説明をしてまいりましたが、返す意思が見受けられない中、先ほども申しましたが、時間だけが過ぎ、最終的に法的手段として相殺通知の措置としました。

以上でございます。

○議長（林 稔君） 2番 西塔正樹君。

〔2番 西塔正樹君 登壇〕

○2番（西塔正樹君） 今の課長の説明は不十分なのではないでしょうか。法的措置を取られたというふうに言われました。あくまでも町の問題です。

確かに、地震等で大変な思いをされているのもお忙しいと思う、分からんではないです。

しかし、この問題は、おととしからずっとこのような不透明な感じで現在に至っている。大変な御迷惑を組合員の方々以外に町当局も踏まえ、町民の方々全てにおいてです。影響を受けると思います。このようなことで、いいんでしょうか。

ましてや、先ほどの法的処置を取った。これは、町の我々議員も代弁者として言わせていただきます。そのようなことでいいんでしょうか、果たして。

町長、御答弁を。この問題に関して質問いたします。

○議長（林 稔君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 西塔議員の質疑にお答えをいたします。

この所司原の集落協定に関する事、それについての調査や対応の判断、そして、御説明等については、それに渡って、ずっとですけれども、透明性というものは大切なものであると、そのように考えて行ってきた、そのつもりであります。

そういったことの中で、我々としては結論を出し、そして、協定の方に御協力をお願いしたところではございますけれども、なかなか組織としての御判断をいただけなんだというところではございまして、長年、長い期間対応してきたわけではございますけれども、このまま引きずっていても、今年度の分の交付金そのものがお支払いできないような、そのような事態にもなりかねないということで、今回の対応、これもしっかりと御説明した上で行ったところではございまして、御了承願いたいと思います。

以上です。

〔「全然納得できないよ」という声あり〕

○議長（林 稔君） 傍聴人に申し上げます。

ご静粛にお願いいたします。

西塔正樹君に申し上げます。

質疑は3回までとなっておりますので、これで質疑を終わります。

ほかにございませんか。

10番 守田幸則君。

〔10番 守田幸則君 登壇〕

○10番（守田幸則君） 令和6年度の当初予算、先ほどの提案理由の説明の中でも、多くのこの能登半島地震に対する災害復旧の予算がついておりました。

本町は、石川県内、奥能登のほうから見ると、大きな被害はなかったというものの、柳瀬地区、今浜集落をはじめとし、数多くの半壊以上の査定を受けた建物や、あるいは農地や、そういった被害が多く見受けられます。

今現在、そういった家の中の物を運ぶため、高齢者の方々が軽トラックに積んで、一生懸命、仮置場に運んでおられます。そういった判定を受けても、この家を直すのか壊すのかは、その家の持ち主それぞれの判断でなってくるわけであります。

そういった中で、やむなく壊される方、あるいは建て替えをなされる方、先ほどの提案理由の中でも町独自にいうようなこともおっしゃっておられました。あるいは町独自で敷地の擁壁が壊れたら直す予算も立てております。そんな形で、これからも町独自の予算をつくっていくお考えがあるのか。あるいは、被災された多くの方々にしっかりと行政が寄り添いながら、その人たちの意見も聞き、この宝達志水町の日も早い復旧・復興を行っていく町長のお考えと決意を改めてお聞きをしたいと思っております。

○議長（林 稔君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 守田議員の御質疑にお答えをいたします。

まず、この地震に対応した復旧に際して、町独自の制度、こういったものを今後どうするのかということですが、今後も必要に応じて、先ほど申し上げましたのは地盤の復旧等そういったものに関係するものでございますが、必要なものと思うものがあれば、そういった新設等も考えていかなということも思っております。

そして、そういったいろんな支給支援の制度、そういったものを実施したり設置したり

という際には、やはり町民の皆さんの思いであったり、お話、そして、被災の状況、こういったものをよく認識した上でやってかなというふうにも思っておるところでございます。

以上です。

○議長（林 稔君） ほかにございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

◎町政一般についての質問

○議長（林 稔君） 次に、一般質問を行います。

今回は、令和6年度能登半島地震を受け、執行部の災害対応を優先するため、全議員を代表して1名により一般質問をします。

発言を許します。

12番 北 信幸君。

〔12番 北 信幸君 登壇〕

○12番（北 信幸君） 私は、町議会を代表して能登半島地震についてお伺いをいたしたいと思います。

本年1月1日、石川県能登地方に震源とし、最大震度7、マグニチュード7.6という極めて強い地震が発生し、貴い命が失われ、多くの方々が負傷されました。

また、住宅棟の倒壊や火災による焼失、停電や断水等によって、今なお多くの方々が厳しい環境の中、避難生活を強いられております。まずは、犠牲になられた方々に心からお悔やみを申し上げるとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

地震発生後、当町の職員はもちろん、消防、警察をはじめ、全国から応援職員、ボランティアなど多くの方々が現場対応に力を尽くされております。厳しい環境の中、懸命に活動をされている。これらも全て皆さんの心から敬意を表したいと思います。

さて、被害の規模がこれだけ大きければ、復旧・復興にも必要な時間は長くなります。被災された皆さんに勇気を与えるには、先行きの明確な見通しです。被害者の皆様にごできるだけ早く提示し、共有することが、将来への不安を解消することにつながります。そして、この先1か月後にはこうなる、3か月後には、あるいは半年後にはこういう見通しを一日も早く被災者の方々に伝えるよう強く求めるわけでございます。

加えて、当町において極めて切実な問題は、財政面であります。

過疎地域に指定されており、復旧財源が不足するのは明らかであります。今後、被害の全容が明らかになるにつれ、当町の負担が一層重くのしかかることが予想されます。こうした中、財政的な理由によって復旧・復興や被災者への支援をためらったり諦めたりすることがないように、財政面においても強力に支援していただくことが極めて重要だと思っておりますが、復旧・復興を成し遂げるように、町長の御決意を改めてお伺いいたしたいと思っております。

○議長（林 稔君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 12番 北議員の質問にお答えします。

地震により被災された方、そして、全ての町民の方が御苦勞と御不安の中お過ごしであることを深く受け止めております。

御質問にありましたとおり、安心してお過ごしいただくには、住居が確保され、インフラ等が復旧し、様々な社会活動が正常化し、通常の生活を送れること、そして、その時期の見通しが得られるとともに、支援が確実に得られることが重要だと考えております。

町としては、これらを着実に進め、皆さんができる限り安心してお過ごしいただけるよう全力を尽くしており、具体的な対応について、主な点を御説明いたします。

まず、地震被害により住居の確保が困難となった方に、町営住宅や賃貸型応急住宅を御利用いただいているほか、修理が必要な方に対しては、緊急・応急の修理制度を御利用いただいております。

また、宅地について復旧や地盤改良工事に対する支援制度を新設することとしており、最終日に追加の補正予算を提出させていただきたいと考えております。

これらの住居に関することをはじめ、各種支援を御利用いただくには、罹災証明書等が必要となります。現在、約1,200件の申請があり、特に重要なこととして、迅速な発行に取り組んでおります。

被災者支援には多くの制度がありますが、いずれについても確実に受給や利用していただけるよう、情報提供も重要です。例えば、多くの方が支給対象となる生活再建支援金については、中規模半壊から一部損壊までの町独自の部分について、3月25日から支給を開始します。国が支給する全壊と大規模半壊については、住居の復旧方法が決定した後、二、三か月程度で支給されることとなっております。

また、義援金については、3月29日に1回目の配分を行い、逐次配分を行います。

これらをはじめ、各種支援制度について知っていただけるよう、町では支援制度に関する資料を配布したほか、生活再建支援ガイドを作成しておりますので、御活用いただきたいと思っております。

しかしながら、各種制度が複雑で分かりにくい面もあると考えており、被災者支援総合窓口や広報紙等の各種媒体を最大限活用して、皆さんに御理解いただけるよう努めてまいります。

道路や上下水道等のインフラについては、災害査定を受けた後、3か月から半年をめどに着工していきたいと考えておりますが、被害箇所が多数に上るため、復旧には数年がかかる見込みです。その間についても利用に支障や危険がないよう、最大限努めてまいります。

また、被害が大きかった農業関係をはじめ、各種産業関係についても、町の活動が継続できるよう、着実に、そして、可能な限り迅速に復旧や支援を進めてまいります。

ところで、復興に向けては、被災者に対する経済的支援、行政における財源確保が重要です。その中で、生活再建支援金について、被害が特に大きかった6市町に対して手厚い支給が決定されましたが、被害を受けた方には、地域や年代によらず同等の支給であることが、個々の被災者にとって、そして、県民一丸となって復興に取り組む協力体制のために重要との思いもあり、先般、中能登町以南の6市町が共同で、県に対して要望を行いました。今後も着実に復興や再建が進められるよう、国や県に対し積極的に働きかけてまいります。

発災から2か月以上が経過しましたが、なお困難な時期が続いております。町民の皆様、被災された皆様には、先行きの明確な見通しと透明性をもって、各段階での進捗をお示しすることが重要なことと考えております。

非常に厳しい状況ではありますが、しっかりと乗り越え、町民の皆さんが安心して日々を過ごし、より強く結束したまちを築くこと、そして、将来の発展を目指して全力で取り組んでまいります。町民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

以上です。

○議長（林 稔君） 以上で通告のありました一般質問が終了しました。

これをもって一般質問を終結します。

◎議案の委員会付託

○議長（林 稔君） お諮りします。議案第1号から議案第34号までの議案34件及び報告第1号から報告8件については、議案付託表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号から議案第34号までの議案34件及び報告第1号から報告第8号までの議案付託表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（林 稔君） お諮りします。委員会審査のため明3月8日から3月14日までの7日間を休会といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 異議なしと認めます。したがって、明3月8日から3月14日までの7日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（林 稔君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、次回は3月15日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午前11時25分散会

令和6年3月15日（金曜日）

◎出席議員

1 番	松 本 由理子	7 番	林 稔
2 番	西 塔 正 樹	8 番	塚 本 勇 仁
3 番	松 井 世己子	9 番	久 保 喜 六
4 番	岩 根 信 水	10 番	守 田 幸 則
5 番	勝 二 正 人	11 番	北 本 俊 一
6 番	松 浦 文 治	12 番	北 信 幸

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 浜 坂 浩 幸
次 長 十 丸 幸 代

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 寶 達 典 久
副 町 長 松 榮 忍
総 務 課 長 岡 田 正 人
危機管理監兼
環境安全課長 藤 井 博 樹
企画情報課長 坂 井 賢
財 政 課 長 金 田 成 人
商工観光課長 守 田 幸 浩
税務住民課長 松 浦 賢 也
健康福祉課長 山 本 重 之

健康づくり推進 室 長	松 坂 久 代
子育て応援室長	中 川 郷 子
農林水産課長	秋 田 正 之
地域整備課長	杉 谷 克 久
会 計 課 長	山 本 昭 弘
宝達志水病院 事 務 局 長	森 田 哲 也
教 育 長	細 江 孝
学校教育課長兼 小学校統合準備 室 長	安 達 大 治
学 校 教 育 課 担 当 課 長	岡 本 泰
生涯学習課長	宮 本 孝 則

◎議事日程

- 日程第1 委員長報告
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 日程第3 討論
- 日程第4 採決
- (追加日程)
- 日程第1 議案第35号 令和5年度宝達志水町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第2 議案第36号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例について
- 日程第3 議案第37号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 発議第1号 能登半島地震の災害復旧・復興支援を求める意見書に
ついて
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 議案に対する質疑
- 日程第7 討論
- 日程第8 採決
- 日程第9 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

◎開 議

○議長（林 稔君） あらかじめ申し上げます。

町広報担当課及び報道機関からビデオ、写真撮影の申出がありましたので、これを許可いたします。また、議会の生中継をインターネットで配信しております。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、3月7日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎委員長報告

○議長（林 稔君） それでは、日程第1、委員長報告を行います。

さきに、各委員会に付託しました議案の審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、病院運営特別委員会委員長 松浦文治君。

〔病院運営特別委員会委員長 松浦文治君 登壇〕

○病院運営特別委員会委員長（松浦文治君） 今定例会において、本委員会に付託されました案件について、去る3月8日に病院運営特別委員会を開催し、町執行部及び町関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、付託案件について町当局から説明を受け、「医療機器の購入計画について」、「町立宝達志水病院経営強化プランについて」、「病床利用率について」などについて質疑があり、活発な審査が行われました。

委員会では、付託案件について慎重に審査した結果、議案5件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、「医師、看護師、薬剤師の確保と医療体制のさらなる充実を図りたい」と「今後も引き続き健全経営に努力されたい」との2つの意見が出されました。

また、委員会終了後に宝達志水病院を現地にて視察したことを併せて御報告申し上げます。

以上、本委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げ、病院運営特別委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（林 稔君） 次に、教育厚生常任委員会委員長 勝二正人君。

〔教育厚生常任委員会委員長 勝二正人君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（勝二正人君） 今定例会において、本委員会に付託されました案件について、去る3月11日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、付託案件について町当局から説明を受け、「地震による施設改修について」、「保育士の負担軽減について」、「地震による保育所の被害状況について」、「小学校通学路のグリーンベルトについて」などについて質疑があり、活発な審査が行われました。

本委員会では、付託案件について慎重に審査した結果、議案14件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、専決処分の2件は承認すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、「地震により被害があった施設は一日も早く利用できるように復旧されたい」、「子育て支援対策について保護者の意見を取り入れて、より一層充実されるよう取り組まされたい」、「引き続き統合小学校改修時には、子どもたちの安全及び周辺住民の安全を考慮し、また、授業に差し支えないように適切に実施されたい」との3つの意見が出されました。

また、本委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことを御報告いたします。

なお、委員会終了後に中央保育所、南部保育所、樋川小学校を現地にて視察したことも、併せて御報告いたします。

以上、本委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げ、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（林 稔君） 次に、総務産業建設常任委員会委員長 岩根信水君。

〔総務産業建設常任委員会委員長 岩根信水君 登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（岩根信水君） 今定例会において、本委員会に付託されました案件について、去る3月13日に総務産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げ

ます。

本委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では付託案件について町当局から説明を受け、「地震発災からの消防団の活動状況について」、「地震による道路破損箇所の補修について」、「独り暮らし等への災害時支援について」、「中山間地域等直接支払推進事業について」など、多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

本委員会では、付託案件について慎重に審査した結果、議案19件は原案のとおり可決すべきものと決定し、専決処分の7件は承認すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、「能登半島地震により被災された方に対して手厚い支援に取り組むとともに、被害を受けた施設に対し財源を確保し復旧・復興に努められたい」、また「復興計画を作成し、プランを広く町民へ示されたい」との2つの意見が出されました。

最後に、本委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、併せて報告いたします。

以上、本委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

○議長（林 稔君） これで委員長報告が終わりました。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（林 稔君） 次に、日程第2 委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

◎討 論

○議長（林 稔君） これから、議案全般にわたっての討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

◎採 決

○議長（林 稔君） これより採決に入ります。

まず、議案第1号 令和6年度宝達志水町一般会計予算を採決します。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、いずれも可決です。議案第1号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 稔君） 起立全員です。したがって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 稔君） 次に、議案第2号 令和6年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算から議案第5号 令和6年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算までの議案4件を一括して採決します。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、いずれも可決です。議案第2号から議案第5号までの議案4件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 稔君） 起立全員です。したがって、議案第2号から議案第5号までの議案4件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 稔君） 次に、議案第6号 令和6年度宝達志水町水道事業会計予算から議案第8号 令和6年度宝達志水町病院事業会計予算までの議案3件を一括して採決します。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、いずれも可決です。議案第6号から議案第8号までの議案3件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 稔君） 全員起立です。したがって、議案第6号から議案第8号までの議案3件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 稔君） 次に、議案第9号 令和5年度宝達志水町一般会計補正予算（第9号）を採決します。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第9号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 稔君） 全員起立です。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 稔君） 次に、議案第10号 令和5年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から議案第16号 令和5年度宝達志水町病院事業会計補正予算（第3号）までの議案7件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、いずれも可決です。議案第10号から議案第16号までの議案7件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号から議案第16号までの議案7件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 稔君） 次に、議案第17号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてから議案第30号 宝達志水町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてまでの議案14件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第17号から議案第30号までの議案14件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号から議案第30号までの議案14件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 稔君） 次に、議案第31号 財産の無償譲渡についてから議案第34号 町道路線の認定についてまでの議案4件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第31号から議案第34号までの議案4件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号から議案第34号までの議案4件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 稔君） 次に、報告第1号 専決処分の報告について、専決第2号 令和5年度宝達志水町一般会計補正予算（第7号）から報告第7号 専決処分の報告について、専決第7号 町民センターアステラス改修工事（機械設備）請負契約の締結についてまでの報告7件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告はいずれも承認です。報告第1号から報告第7号までの報告7件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 異議なしと認めます。したがって、報告第1号から報告第7号までの報告7件は委員長の報告のとおり承認されました。

○議長（林 稔君） 次に、報告第8号 専決処分の報告について、専決第13号 児童扶養手当の賠償金については、地方自治法第180条第2項の規定による報告でありますので、御賢察の上、御了承願います。

◎日程の追加

○議長（林 稔君） お諮りします。ただいま議案4件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 異議なしと認めます。したがって、これを日程に追加し、直ちに議題にすることに決定しました。

追加日程を配付します。

〔追加日程配付〕

◎追加議案の上程・説明

○議長（林 稔君） それでは、追加日程第1 議案第35号 令和5年度宝達志水町一般会計補正予算（第10号）から発議第1号 能登半島地震の災害復旧・復興支援を求める意見書についてまでの議案4件を一括して議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 今定例会に追加にて提案いたします補正予算1件、条例関係2件について御説明申し上げます。

まず、議案第35号 令和5年度宝達志水町一般会計補正予算（第10号）についてであります。

今回の補正は6億3,070万1,000円を追加し、総額を114億5,422万5,000円とするものであります。

補正の内容は、主に能登半島地震対策に要する経費であり、総務費では、国の制度により山口県及び札幌市から、復旧・復興支援員として派遣される職員用の宿舍借上料を追加するものであります。

民生費では、応急仮設住宅入居者の生活家電品購入に対する補助金のほか、救護所において医療救護に従事した医師派遣に要する経費を追加するものであります。

衛生費では、半壊以上と判定された被災家屋の解体撤去費、個人設置の浄化槽の復旧費に対する補助金を追加するものであります。

土木費では、被災した宅地復旧費に対する補助金を追加するものであります。

消防費では、石川県が管理運営する被災者生活再建支援システムの利用機能拡充に伴い、県負担金を増額するものであります。

このほか、羽咋郡市広域圏事務組合での補正予算に伴い、議会費、総務費、衛生費、商工費、消防費において分担金の補正を行うものであります。

財源となります歳入予算については、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入、町債を充てるものであります。

繰越明許費では、今回の補正予算で追加した能登半島地震対策事業を繰り越すほか、町

民センター整備事業について、年度内の執行が見込めない予算を次年度へ繰り越すものであります。

続きまして、条例関係について御説明いたします。

まず、議案第36号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、災害対策基本法及び他の法律の規定により、災害の応急対策または復旧のために本町に派遣された職員に対し、当該職員の町区域における滞在期間及び施設区分に応じた災害派遣手当支給のため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第37号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除の特例の対象となる雑損失の範囲を定めるため、所要の改正を行うものであります。

以上で案件の提案理由説明を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林 稔君） 次に、議会運営委員会委員長 北本俊一君。

〔議会運営委員会委員長 北本俊一君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（北本俊一君） 発議第1号 能登半島地震の災害復旧・復興支援を求める意見書についてであります。

本年1月1日、最大震度7を観測した能登半島地震は県内全域に大きな被害をもたらし、200名以上の貴い命が失われ、住宅被害は8万棟を超え、道路や上下水道も激しく損傷を受けております。

今後、本町が復旧・復興にしっかり取り組んでいくためには、国による財政支援への明確な担保と長期的支援が必要であります。

よって、国におかれましては、こうした実情を踏まえ、本町をはじめとした被災地が一日も早く復旧・復興を成し遂げるため、国による直轄事業の拡大・推進と、新たな補助制度の創設や補助率のかさ上げなどの財政措置及び地方負担分を軽減するための特別交付税の別枠措置など、これまでの枠にとらわれない措置を講じられるよう、強く要望するものであります。

以上、提案の趣旨を述べましたが、議員各位の御理解をいただき、適切な御決議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林 稔君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

◎議案に対する質疑

○議長（林 稔君） ここで、議案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎討 論

○議長（林 稔君） 次に、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

◎採 決

○議長（林 稔君） これより採決に入ります。

議案第35号 令和5年度宝達志水町一般会計補正予算（第10号）を採決します。

この採決は起立により行います。

議案第35号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 稔君） 全員起立です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議長（林 稔君） 次に、議案第36号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第37号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立により行います。

議案第36号及び議案第37号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 稔君） 起立全員です。したがって、議案第36号及び議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議長（林 稔君） 次に、発議第1号 能登半島地震の災害復旧・復興支援を求める意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（林 稔君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会の委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（林 稔君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第1回定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後3時22分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 林 稔

署名議員 守 田 幸 則

署名議員 北 本 俊 一